

第 8 5 0 回 小浜市教育委員会

と き：令和 4 年 12 月 19 日（月）

午後 1 時 30 分～

ところ：小浜市役所 4 階 401 会議室

1. 会議録 第 8 4 9 回の承認

2. 報 告

報告第 1 6 号 諸般の報告 R4. 11. 18～R4. 12. 18

行事予定 R4. 12. 19～R5. 1. 31 (P1～P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

3. 議 案

議案第 2 1 号 小浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正について (P5～P7)

【生涯学習スポーツ課】

4. 教育長報告

5. その他

行 事 予 定

(12月19日 ~ 1月31日)

【教育総務課】

月 日	場 所	内 容	出席 (参加) 予定者
12月19日 (月)	議場	【小浜市議会12月定例会閉会】	教育長、職員
12月19日 (月)	庁内	【第850回定例教育委員会】	教育長・全委員、職員
12月19日 (月)	庁内	第2回総合教育会議事前協議	教育長・全委員、職員
12月21日 (水)	嶺南教育事務所	第6回嶺南地区教育長会	教育長
12月22日 (木)	庁内	教育委員辞令交付式	教育長
12月22日 (木)	庁内	第2回総合教育会議	教育長・全委員、職員
12月23日 (金)	兵庫県神戸市	令和5年度市町村教育長研究協議会	教育長
12月26日 (月)	庁内	学校教育への寄附に対する感謝状贈呈式	市長、教育長、職員
1月19日 (木)	嶺南教育事務所	第7回嶺南地区教育長会	教育長
1月20日 (金)	庁内	【第851回定例教育委員会】	教育長・全委員、職員

議案第21号

小浜市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

小浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について承認を求める。

令和4年12月19日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

小浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

小浜市教育委員会事務局処務規則（昭和29年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第17号中「成人式」を「はたちのつどい」に改める。

附 則

この規則は、令和4年12月19日から施行する。

議 案 内 容 要 点

議案第 2 1 号 小浜市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

1) 改正理由

民法改正に伴い成人年齢が 1 8 歳に引き下げられたが、成人式については、1 8 歳では開催せず、2 0 歳を対象に「はたちのつどい」として開催することに伴い関係する規則に関して所要の改正を行うもの。

2) 内容

小浜市教育委員会事務局処務規則（昭和 2 9 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

【改正後・現行比較】

改正後	現行
(小浜市教育委員会事務局処務規則の一部改正) 第 5 条 生涯学習スポーツ課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(1 6) (略) <u>(1 7) はたちのつどい</u> に関する事 (1 8)～(2 1) (略)	第 5 条 生涯学習スポーツ課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(1 6) (略) <u>(1 7) 成人式</u> に関する事 (1 8)～(2 1) (略)

3) 附則

施行日／令和 4 年 1 2 月 1 9 日から施行する。